

朝倉公民館

ロビー展 作品募集

作品展を開いてみませんか?

朝倉公民館では、サークル等の多様な生涯学習の成果や活動状況等を発表し、交流する場として、朝倉公民館ロビーを無料で提供しています。

手芸

工芸

陶芸

絵画

彫刻

書道

俳句

写真

etc...



実施例

- 写真展
- 絵はがき展
- 俳句展
- フラワー展

利用料

無料

展示等期間

1回にあたり
14日間

※他に利用申請
がない場合は
延長可能

展示物等管理

展示物の搬入、
搬出、展示等期
間中の管理は出
展者においてお
願います。

お問い合わせ先

今治市 朝倉公民館

〒 799-1604 今治市朝倉北甲393番地

☎ 0898-56-2024、0898-56-2044 (FAX)

✉ asakura6@imabari-city.jp

窓口開館時間 (平日) 8:30~17:15

申込方法

二次元コードより申込用紙をダウンロード
していただき、必要事項を記入の上、郵送、
FAX、メール等でお申し込みください。

展示お申し込みにあたり、裏面の募集要
項・詳細を必ずご確認ください。



<https://logoform.jp/f/ljlu3>

詳細は裏面

実 施 要 項

1. 趣旨

地域住民の多様な生涯学習の成果や活動状況等を披露する場として、朝倉公民館（以下「館」という）のロビーを朝倉公民館団体登録団体等に無料で提供し、学習の継続意欲を高め、地域の文化振興や活性化を目的とし、地域住民一人ひとりが心豊かで生きがいのある人生を送れるように支援する。

2. 展示等場所

朝倉公民館ロビー

3. 展示等期間

1回当たり、原則として14日以内とする。

4. 展示

手芸、工芸、陶芸、絵画、彫刻、書道、俳句、俳画、写真等

5. 展示・催事の内容

1. 展示物等の搬入・飾り付け・撤去は、出展者において行うこと。
なお、展示物等の搬入・飾り付けは展示開催日の前日の午後5時までとし、展示物等の撤去・搬出は展示最終日の午後5時までに行うこと。
2. 展示物等は館が指定した場所に列品すること。
3. 展示物等の管理監督については、展示期間中は出品責任者若しくは代理人が行うこと。
4. 展示物等の破損・汚損・紛失等については、館は責任を負わないこと。
5. 館のやむを得ない事情により出展等をお断りする場合や展示期間が変更になる場合もあること。
6. 観覧者に配布する資料・目録等については、あらかじめ館と協議すること。
7. 観覧者を制限すること、入場料を徴収することはできないこと。
8. 館の施設、付属施設等又は館資料を滅失又は毀損したときは、直ちにその旨を館職員に届け出るとともに、現状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償すること。

6. 申込み・手続き

1. 申込者は市内の社会教育関係機関等生涯学習の振興に資すると認められる機関・団体・個人とする。
2. 申込みは、展示開催日の6ヶ月前から1ヶ月前までに別紙「朝倉公民館ロビー展使用申請書」を提出する。（表面掲載の二次元コード先にて、申請書を取得する）
3. 計画の変更・中止の場合は速やかに申し出ること。

7. 利用料

無料

8. 利用可能な備品類

1. 展示パネル 25面(120 cm×180 cm)。※コの字にレイアウト時の最大使用枚数14面
展示フック 89個、展示フック（紐付き） 4個
長机。ただし使用状況によりご希望に添えない場合がある。
使用する備品については、事前に館と打合せを行うこと。なお、その他出展等に必要な準備物については、出展者において用意すること。

9. その他

平日の夜間（午後5時15分以降）及び土・日、祝日は事務所には職員は不在となり、館の利用がない場合は、正面玄関ドアは施錠するが、行事や登録団体の利用がある場合は、利用者により、正面玄関のドアの開閉が行なわれる。

このような館の利用形態を理解のうえ、夜間や土・日、祝日の展示の管理について、申し込み時に館と協議すること。また、その他必要事項については、館と協議のうえ、館の指示に従うこと。